

(会則第5条第2項関係)

## 会員規程

### 1. 各種会員の入会条件、入会金及び年会費を以下に定める。 (2025年4月より改定)

会員名	入会条件	入会金	年会費	
【ステーション部門】	県内会員	本会の目的に賛同する新潟県内に本社若しくは事業所を有する法人	100,000円	30,000円
	県外会員	本会の目的に賛同する法人	50,000円	20,000円
【学術部門】	団体会員	本会の目的に賛同する団体	なし	1口10,000円
	個人会員	本会の目的に賛同する医師・歯科医師	なし	5,000円
		本会の目的に賛同する、上記以外の職種	2,000円	1,000円

- ・会長が特に必要と認めた場合は、これを減免することができる。
- ・納付された入会金及び年会費は、原則として返還しない。

### 2. 各種会員の権利を以下に定める。

【ステーション部門】	県内会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会が開催する全ての事業への企画の提案等を行うことができる。</li> <li>・食の支援ステーションでの調査及び研究に供する製品を提供することができる。</li> <li>・食の支援ステーションで得たアンケート共通項目の集計結果について、毎月報告を受けることができる。</li> <li>・食の支援ステーションで得たアンケートの自社製品に係る記載について、情報公開を受けることができる。</li> <li>・本会主催セミナー等において、自社製品の展示、研究成果発表等を行うことができる。</li> </ul>
	県外会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の支援ステーションでの調査及び研究に供する製品を提供することができる。</li> <li>・食の支援ステーションで得たアンケート共通項目の集計結果について、報告を受けることができる。</li> <li>・本会主催セミナー等において、自社製品の展示、研究成果発表等を行うことができる。</li> </ul>
【学術部門】	団体会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会が開催する全ての事業への企画の提案等を行うことができる。</li> <li>・会員企業からの製品の提供及び食の支援ステーション運営委員会からの運営ノウハウの教示を受け、食の支援ステーションの従たる設置場所を置くことができる。</li> </ul>
	個人会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会が主催する全てのセミナーに無料で参加することができる。</li> </ul>